

令和 4 年 度

定期監査結果報告書（後期分）

甲賀市監査委員

本報告書は、令和４年度定期監査のうち、令和５年１月及び２月の実施分を後期分としてその結果を報告するものである。

(以下の文中の年月日等の表記において、特に年の記載がない場合は、令和４年度中の当該月日等を指すものである。(例：１１月＝令和４年１１月、１月４日＝令和５年１月４日))

1 監査の対象

(こども政策部)	子育て政策課、発達支援課、保育幼稚園課、 子育て支援施設整備推進室
(産業経済部)	商工労政課、観光企画推進課、農業振興課、農村整備課、 林業振興課
(建設部)	都市計画課、建設管理課、建設事業課、住宅建築課、 公共交通推進課
(会計管理者の補助組織)	会計課
(教育委員会事務局)	教育総務課、学校教育課、教育研究所、社会教育スポーツ課、 国スポ・障スポ推進室、歴史文化財課
(行政委員会)	議会事務局議事課、監査委員事務局、公平委員会、 固定資産評価審査委員会、農業委員会事務局

2 監査の期間

令和５年１月１９日（木）から２月３日（金）まで

3 監査の方法

この監査は「甲賀市監査基準」に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。そのために監査資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、予算及び事務事業の執行状況の確認や証拠書類との照合、現場確認を実施した。

なお、主な着眼点は次のとおりとした。

- (1) 事務事業は予算や計画に基づいて適正に執行されているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (4) 所管する現金及び預り金等の管理は適正に行われているか。
- (5) 債権の管理は適正に行われているか。
- (6) 市税、手数料等の収納金に係る事務は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 従来の指摘事項等は是正されているか。

4 監査の結果

各監査対象の事務事業は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。なお、指摘事項には至らないが、所見を個別に記した。

5 監査の概要

こども政策部

【子育て政策課】

(1) 監査年月日

1月19日(木)

(2) 業務概要

子育て政策課の業務は、子育て政策係が担当する子ども・子育て支援に関する計画の策定及び推進、子ども・子育て応援団会議、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童クラブ、地域子ども・子育て支援事業、ひとり親家庭の支援、児童遊園、家庭教育に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員5人を含む14人体制で行われている。

なお、これまで子育て政策課内に家庭児童相談室が置かれていたが、4月の機構改革により分離して健康福祉部の部内室に配置替えされた。

(3) 監査事項

保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後の遊びや生活の場を提供している児童クラブは、公設民営(指定管理)が17か所ある。また、2か所ある民設民営の児童クラブの運営に対して助成を行っており、今後も事業者を募集し、児童数の増加が課題となる地域への新規参入を進めていく予定である。

プレイパーク整備推進事業では、子どもたちの遊び場を地域で充実させるため、区・自治会が管理する児童遊園等の遊具設置、修繕などに補助を行っている。

ヤングケアラー支援体制強化事業では、新規事業として市内小中学生を対象に実態調査を行った。今後は調査結果を基に、啓発事業や研修などを実施する予定である。

(4) 所見

放課後児童クラブの環境整備支援補助金について、交付要綱により帳簿及び証拠書類は一定の期間保存しなければならないので、現物確認を行った際にはいつ誰が確認したのかが分かるように記録を残し管理されたい。

放課後児童クラブの過年度分使用料について、引き続き、分納誓約に基づき徴収に努められたい。

【発達支援課】

（１）監査年月日

１月１９日（木）

（２）業務概要

発達支援課の業務は、発達支援係が担当する乳幼児期、学齢期及び青年・成人期の心理・教育・発達の相談、児童発達支援センター、適応指導教室に関することなどであり、次長兼務の課長以下会計年度任用職員５人を含む１５人体制で行われている。

（３）監査事項

発達の特性等により、支援を必要とする人の発達及び自立の支援に関する各種施策を部局横断的かつ継続的に連携して推進するため、発達支援システム推進会議を開催している。

令和３年度に開設した「児童発達支援センターつみき」は児童福祉法に規定する障害児及び心身の発達に課題のある就学前の児童等、並びにその保護者に対し支援を行う施設であり、本市の療育支援の中核をなす施設となっている。年々、発達障がいと疑われる子どもの数は増加しており、より専門的知識を有すること、また保護者同伴施設として保護者への心身両面でのサポートが重要となっている。

適応指導教室は、不登校など学校不適應の児童生徒が安心して利用ができ、学校への復帰や新たな進路に踏み出すための場として、市内３か所で運営されている。

（４）所見

職員の研修について、引き続き、こども政策部全体で職員のレベルアップを図られたい。

【保育幼稚園課】

（１）監査年月日

1月19日（木）

（２）業務概要

保育幼稚園課の業務は、管理係が担当する保育園及び幼稚園の管理運営や入退園、広域入所、保育料及び保育園・幼稚園の主食費、副食費の決定と徴収、私立保育園の給付費、補助金に関すること、指導振興係が担当する保育園及び幼稚園経営の指導・助言、就園指導・相談、特別支援教育、保育園及び幼稚園の安全・保健衛生・環境衛生に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員３人を含む２１人体制で行われている。うち管理栄養士１人、看護師１人が配置されている。

なお、これまで保育幼稚園課内に保幼施設整備室が置かれていたが、４月の機構改革により分離して、新たに設置された子育て支援施設整備推進室に業務を移行している。

（３）監査事項

保育園のニーズは依然として高く、特に低年齢児の入園希望が高まる中で、子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、保育士等確保事業として、人材バンク登録や就職フェアの実施、保育士等を養成する大学への案内、高校訪問などを実施しているほか、保育士の働きやすい職場環境や業務負担の軽減につながるＩＣＴ化に要する費用や保育支援員の配置に要する経費について補助している。

また、幼保・小中学校再編計画による幼稚園・保育園の統合民営化については、水口地域に続いて、甲南地域でも順次進めているが、一方で、私立園への対応として、より良い保育・教育の提供に向けた質の向上への指導、助言などの対応や事務的業務が多いことから、職員の適正配置と民営化によって業務の負担軽減を図ることが、今後の課題となっている。

（４）所見

新型コロナウイルス感染症対策事業について、補助金交付要綱に基づき、各関係帳簿は５年間保存し、検査することになっているので、受検の際には対応できるよう管理されたい。

私立保育園等運営補助金について、牽制の意味もあり現地調査を実施されたい。

社会福祉法人の監査について、県の監査の際には市として見ておくべきところも

あることから、整合性があるか確認されたい。

私立園の対応について、懸案事項等は部内で共有され、新たに設置される場合にはそれらが生かせるよう取り組まれない。

【子育て支援施設整備推進室】

(1) 監査年月日

1月19日（木）

(2) 業務概要

子育て支援施設整備推進室の業務は、施設整備推進係が担当する子育て支援施設の整備推進、放課後児童クラブ・保育施設の維持補修及び整備に関することなどであり、室長以下4人体制で行われている。

なお、子育て支援施設整備推進室は、4月の機構改革により保育幼稚園課の課内室からこども政策部の部内室に再編された。

(3) 監査事項

幼保・小中学校再編計画に基づき、伴谷、水口東・岩上、甲南3か園の統合認定こども園の整備を行い、幼稚園・保育園施設長寿命化計画に基づき、信楽保育園・信楽幼稚園を建て替えて、市立認定こども園の整備を進めることとしている。また、市内には昭和56年以前の建物が8園あることから、必要な点検や改修などにより、安全安心な保育環境を提供できるよう整備を図っている。

放課後児童クラブについては、伴谷児童クラブ及び水口児童クラブの設計業務、甲南なかよし児童クラブの増築工事、大原児童クラブの改修工事を実施しており、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設の活用についても検討することとしている。

(4) 所見

放課後児童クラブについて、学校施設の利用検討を進める上で、学校及び教育委員会と連携を密にし、協議を進められたい。

【商工労政課】

(1) 監査年月日

1月31日（火）

(2) 業務概要

商工労政課の業務は、商工労政係が担当する商工政策、労働政策、企業内人権啓発推進、就労対策に関すること、新産業振興係が担当する商工業振興、地場産業振興、企業誘致、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている市内小規模事業者等を支援する地域経済好循環創出事業に関すること、女性活躍推進室が担当する男女共同参画、女性活躍推進に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員6人を含む16人体制で行われている。

(3) 監査事項

就職を希望する新規学卒者、若年者、新型コロナウイルス感染症拡大により離職を余儀なくされた方を対象に、湖南市と合同でJOBフェア（合同就職面接会）を実施した。出展企業は50社で参加者数は延べ67人あり、本市では9社14人が内定となっている。また、市内企業・事業所における人材不足や小規模事業者の継承者不在が顕在化しており、地元企業PRや求職者とのマッチングを推進し、若年者等の就労促進と市内企業・事業所の人材確保を図っている。

女性の力を最大限発揮し、女性が社会で活躍できるよう合同就職面接会をはじめ、就労や起業、キャリアアップへの支援を行った。今年度は新たにCOMACHI会として起業を目指す方や起業されている方を対象に、セミナーや交流会を開催した。また、従業員が育児、介護等で離職することなく働き続けられるよう、企業の働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進を図った。

子育て応援・定住促進リフォーム事業は、住環境の向上による三世代同居・近居の促進や空き家の活用と再生により、流出人口の抑制と経済の活性化につなげることを目的としており、292件の交付決定を行っている。

地域経済好循環創出事業では、各種支援金・補助金の交付により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている市内小規模事業者等への支援を行っ

た。

(4) 所見

薬業振興事業補助金について、交付要綱に基づき立入検査を実施し、その内容やノウハウなど、検査結果を記録として保管されたい。

陶業修学資金貸付金について、納付書や督促状は債権管理の規定に基づき通知することとされたい。

【観光企画推進課】

(1) 監査年月日

1月31日(火)

(2) 業務概要

観光企画推進課の業務は、観光振興係が担当する観光振興、忍者PR、観光協会に関すること、地域資源振興係が担当する地域資源の活用、観光施設の管理運営・整備に関すること、ロケーション推進室が担当するロケ支援・誘致や情報発信に関することなどであり、課長以下11人体制で行われている。なお、11人のうち2人は歴史文化財課との併任となっている。

(3) 監査事項

観光客誘致推進事業では、観光インフォメーションセンター甲賀流リアル忍者館で、日本遺産「忍びの里・甲賀流忍者」のPRと市内全域の観光案内を実施している。また、市内に点在する歴史文化・地場産業等の観光資源の発掘や磨き上げを行い、甲賀流リアル忍者館を起点とした周遊型体験プログラムや観光メニューを造成し、周遊ルート化させることで、市内観光産業の活性化を図っている。

観光事業等継続支援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内観光関連事業者が実施する多角化事業を支援するなど、事業継続や地域活性化に取り組んでいる。

ロケーション推進事業では、「スカーレット」で甲賀を盛り上げる推進協議会は発展的解消をし、新たに甲賀ロケーション推進協議会として発足して、観光客の受入体制整備やロケ地の誘致などに取り組んでいる。

道の駅あいの土山運営事業では、再整備基本計画に基づき、地域活性化の拠点となる道の駅を目指した新たな施設の整備に向けて取組を進めている。

忍者を核とした観光拠点施設整備事業では、甲賀流リアル忍者館周辺の２次整備に取り組んでおり、地域や有識者、観光関連事業者等で構成した「忍者を核とした観光拠点整備検討協議会」を立ち上げて整備の詳細について検討している。

(４) 所見

観光振興事業費補助金等について、交付要綱に基づき立入検査を実施し、検査結果を記録として保管されたい。

甲賀ロケーション推進協議会について、協議会が主体性を持って運営されるよう取り込まれたい。

指定管理者制度に係る業務報告書について、モニタリングマニュアルに基づき確認されたい。

【農業振興課】

(１) 監査年月日

１月３１日（火）

(２) 業務概要

農業振興課の業務は、農政係が担当する農業振興計画、農業振興地域の整備、農業後継者育成、耕作放棄地対策、農業構造改革、都市農村交流事業、中山間地域等直接支払交付金、担い手育成に関すること、農業振興係が担当する米穀の生産振興と生産調整、茶等特産物の生産振興、環境保全型農業直接支払交付金、薬用作物の産地化推進に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員２人を含む９人体制で行われている。

(３) 監査事項

特産品振興では、野菜などの高収益作物の生産に対し、生産者の負担軽減を推進しているが、特産品と呼べる品種の増産には至らず、少量多品目の生産状況である。今後は、ＪＡこうかオリジナルブランド「忍シリーズ」の生産と販路の拡大を図り、給食等の食材に利用するなど地産地消に取り組むこととしている。

農地保全施策では、農業者の高齢化等による後継者不足、獣害や条件不利農地に加え、人口減少による問題もあり、今後においては、集落ぐるみ、地域ぐるみで荒廃茶園の解消や市民農園の開設支援を行いながら、各集落で策定する「人・農地プラン」を実質化し農地保全に努めている。

都市農村交流推進事業については、宿泊による中学校の教育旅行の受入を予定していたが、コロナ禍のため日帰りに変更して２校、８７人を受け入れた。なお、受入家庭については、重点的に勧誘を実施し微増したが、その確保が課題となっている。

(４) 所見

農業振興事業等補助金について、交付要綱に基づき立入検査を実施し、検査結果を記録として保管されたい。

農地保全について、遊休農地が広がることのないよう、引き続き、市としての施策を検討されたい。

【農村整備課】

(１) 監査年月日

１月３１日（火）

(２) 業務概要

農村整備課の業務は、農村整備係が担当する団体・県営の土地改良事業、単独小規模土地改良事業、農道維持管理事業、基幹水利事業に関することなどであり、課長以下再任用職員２人、会計年度任用職員６人を含む１２人体制で行われている。

(３) 監査事項

広域農道等の直轄管理施設については、その多くが耐用年数を迎えており、維持管理に毎年多くの費用を要している。特に、甲賀広域農道は大型車両の通行が多いため、今年度から県営鹿深２地区農道整備事業として段階的な大規模修繕工事が行われているが、延長も長く、まだまだ修繕や改修が必要であり、今後も適正な維持管理を行う必要がある。

また、８１池ある防災重点農業用ため池については、今年度は３池のハザードマ

ップ原案を作成し、関係する区・自治会においてワークショップを行った上で完成したものとなっている。これにより、廃止したため池を除く76池のハザードマップの作成が完了することとなる。なお、前年度から繰越をしたため池廃止工事については完了している。

(4) 所見

土地改良事業補助金及び農業振興事業等補助金について、交付要綱に基づき立入検査を実施し、検査結果を記録として保管されたい。

土地改良施設占用料（過年度分）について、未収となっているのでしっかりと管理されたい。

【林業振興課】

(1) 監査年月日

1月31日（火）

(2) 業務概要

林業振興課の業務は、林業振興係が担当する森林整備計画、林産物の生産振興、造林・保育事業、森林病虫害防除、林業施設の維持管理、森林組合及び生産森林組合、森林及び林道災害復旧事業に関すること、獣害対策室が担当する有害鳥獣の防除・捕獲、地域への指導、ニホンザル行動域調査に関すること、全国植樹祭推進室が担当する全国植樹祭に関することなどであり、課長以下再任用職員1人、会計年度任用職員5人を含む12人体制で行われている。

(3) 監査事項

全国植樹祭整備事業については、甲賀市推進協議会を中心に計画的な事業が展開された。

鳥獣害対策事業では、農作物被害と生活環境被害を防止するため有害鳥獣捕獲事業を進めており、12月末現在の捕獲数は、昨年同時期に比べ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマの全てにおいて増加している。地域ぐるみの獣害対策が徐々に浸透して実施されてきており、出没情報等により地域狩猟者団体と連携した効率的な捕獲が進み、被害減少につながっている。

森林境界明確化推進事業は、所有者と境界が明確になり集約化施業が容易となるもので、現在、26地区で集落説明会、立会、測量を行っている。

木育推進事業では、11月にウッドスタート宣言を行い、調印式の後、東京おもちゃ美術館、林業関係者、子育て関係者等による木育円卓会議の開催や、新生児への木製玩具配布に向けての取組を始めるなど木育の推進につなげている。

(4) 所見

農業振興事業等補助金について、交付要綱に基づき立入検査を実施し、検査結果を記録として保管されたい。

建設部

【都市計画課】

(1) 監査年月日

1月24日（火）

(2) 業務概要

都市計画課の業務は、都市計画係が担当する区域区分、立地適正化計画、地籍調査、景観対策に関すること、開発指導係が担当する開発許可、開発事業の事前協議に関すること、都市基盤整備室が担当する甲南駅及び貴生川駅周辺整備事業、土地区画整理事業、工業団地の創設に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む16人体制で行われている。

(3) 監査事項

都市計画マスタープランにおいて「地域拠点」「交通拠点」に位置づける貴生川駅周辺エリアでは、都市機能の集積による利便性と魅力の向上、道路整備による新たな人の流れの創出、住宅基盤整備による定住人口の増加を目指し、令和3年度から貴生川駅周辺整備基本構想の策定を進めている。

甲南駅周辺整備事業では、甲南駅を中心としたまちづくりを推進するため、駅舎の改築や南北の駅前広場及びアクセス道路等を整備しており、今年度は、甲南駅北口の駐車場整備や市道甲南駅線等の道路整備を行っている。

甲賀土山 I C 周辺工業団地整備事業では、新名神高速道路沿線の立地特性を生かした新産業基盤の構築と企業誘致を行い、雇用の創出と定住化の促進を図るため、新たな工業団地の整備を行っている。令和 3 年度に事業が完了した第 1 期整備に引き続き、隣接地で第 2 期整備を推進している。

(4) 所見

立地適正化計画について、3つの目標が設定されているので、適正にその進捗を管理されたい。

開発指導に関する業務について、精神的な負担が大きいことから、困難な案件は課内に留めることなく、部内の対応を検討されたい。

甲南駅の駐車場について、利用ニーズを把握され、草津線の利用促進につながるよう検討されたい。

太陽光発電について、ガイドラインの法整備を進める上で、環境面及び防災面での規制を検討されたい。

【建設管理課】

(1) 監査年月日

1月24日（火）

(2) 業務概要

建設管理課の業務は、道路河川係が担当する道路施設等の維持管理、市道及び法定外公共物の財産管理、道路法・河川法等に基づく各種申請・許可、要望処理に関すること、公園緑地係が担当する公園緑地の整備及び維持管理に関することなどであり、課長以下再任用職員 1 人、会計年度任用職員 8 人を含む 19 人体制で行われている。

(3) 監査事項

道路パトロール事業は、総延長 1, 199 キロメートル、2, 958 路線に及ぶ市道管理として、パトロール車 2 台により巡回・点検を行い、危険箇所を発見した場合は、安全対策や簡易補修を行い安全安心な市道管理に努めている。

また、市道の除草については、地域の協力も得ながら管理を行っており、業務委

託では昨年度の施工延長約 26 キロメートルに対し今年度は約 56 キロメートルを実施している。

なお、水口スポーツの森については、都市公園みなくち総合公園再整備基本計画を策定するとともに、多目的グラウンド防球ネット改修工事を行っており、老朽化している管理棟、プールを解体し、年間を通じて利用できる屋内遊戯施設の整備を進めている。

(4) 所見

道路占用料等について、占用料の収納を確認した後に許可証を発行するなど、未納を防ぐ効率的な事務手順となるよう検討されたい。

【建設事業課】

(1) 監査年月日

1月24日（火）

(2) 業務概要

建設事業課の業務は、建設整備係、建設維持係が担当する道路、橋りょう及び河川等の工事設計、施工、監督と維持補修、急傾斜地崩壊による災害の防止、公共土木施設災害復旧事業に関すること、事業調整係が担当する道路、水路等用地の取得及び登記、国道、県道、高規格幹線道路、地域高規格道路、一級河川の整備に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員 1 人を含む 14 人体制で行われている。

(3) 監査事項

市道維持補修事業では、区・自治会等の要望に対する維持補修や子どもの移動経路安全プログラムに基づき、通学路等の危険箇所に対して施設整備を実施し、交通安全対策の促進、事故防止を図っている。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁修繕を実施して安全安心なまちづくりを進めている。

補助道路新設改良事業の市道新町・貴生川幹線の内貴橋については、新設橋梁となることで耐震化が図れ、災害時の拠点施設を結ぶことのできる基幹道路となるよう整備を進めている。

国道や県道に係る道路整備促進事業では、渋滞緩和と信楽インターチェンジへのアクセス道路として、国道307号改良事業に係る公図訂正に向け地権者交渉を継続している。名神・新名神・名阪を南北につなぐ名神名阪連絡道路については、計画を具体化していくため、調査主体である滋賀・三重両県とともに、ルート帯選定のためのP I（パブリック・インボルブメント）※1の推進に努めている。

（４）所見

国や県に対する区・自治会からの要望について、回答書の文面等を工夫されるなど、引き続き、県と連携の上対応されたい。

所管する切手等について、使用される際の確認と検収は、同一の職員が行うのではなく、別の職員により行われたい。

【住宅建築課】

（１）監査年月日

1月24日（火）

（２）業務概要

住宅建築課の業務は、公営住宅係が担当する公営住宅の計画及び入退去、維持管理及び運営、住宅使用料の徴収、民間賃貸住宅家賃補助に関すること、建築係が担当する公共建築物の新築及び改修、建築確認及び建築許可申請書の受付や確認通知書の交付、耐震及びアスベスト対策に関すること、空家対策室が担当する空き家バンク、空家等対策協議会の運営に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2人を含む15人体制で行われている。

（３）監査事項

市営住宅管理業務について、現在29団地495戸を管理しているが、その内7団地178戸については長寿命化工事等を実施している。また、23団地317戸については、旧耐震基準の建物であり今後4年以内に全ての住戸が耐用年数を経過することから入居募集を停止している。これらの建物については、維持管理を行い

※1 …行政による計画の策定を、住民の参加を積極的に募って行うこと。

つつ住み替えを促すことにより、空き家となった住棟から順次用途廃止を進めている。また、民間賃貸住宅家賃補助事業として、民間の賃貸住宅に入居する住宅困窮者に対して家賃の一部等を補助している。

住宅使用料の徴収については、税・料金等収納向上対策強化計画（アクションプラン）に基づき、目標収納率を現年度 98.70 パーセント、過年度 25.35 パーセントとして、年 4 回の文書催告のほか、戸別訪問や個別相談の随時実施、分納誓約の履行監視を行い収納率の向上に取り組んでいる。

空家等対策事業では、空家等の発生段階に応じて、予防、活用、適正管理の各施策を進めており、法律相談会の開催、出前講座等を実施している。今年度の空き家バンクへの新規物件登録は 17 件で、成約は 11 件となっている。

（４）所見

公営住宅使用料について、徴収目標を設定して課内で共有され、達成に向け取り組まれない。

空き家対策について、現在空き家となっているもの、今後空き家となり得るもの、及び空き家を除却した後の土地の管理など多くの課題があるので、引き続き、公的な支援を検討されたい。

所管する切手について、文書発送件数と使用枚数が突合できるように管理されたい。

【公共交通推進課】

（１）監査年月日

1 月 24 日（火）

（２）業務概要

公共交通推進課の業務は、公共交通推進係が担当する総合交通体系に係る調整、既存鉄道の運行機能等の強化及び関連施設の整備、コミュニティバス対策、地域路線バス対策、信楽高原鐵道及び第三種鉄道事業者に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員 1 人を含む 6 人体制で行われている。

（３）監査事項

公共交通利用推進事業では、持続可能な地域公共交通を確保するため、シンプルで利便性の高い公共交通網に改善するとともに、モビリティマネジメントの推進を行っている。今年度は、地域で自主運行や利用促進事業等をされる団体に対する支援制度を開始した。

市民の日常の交通手段として、市内全域にコミュニティバス路線やコミュニティタクシーエリアを設定し交通網を構築するとともに、中山間地域の活性化のため、田村神社からＪＲ南草津駅までの直行便を運行している。令和５年度のバス路線の大規模な再編に向け、乗降センサーを活用した利用状況の調査や先進事例の研究などを実施している。

第三種鉄道事業者として、安全安心な輸送手段を確保するため、信楽高原鐵道施設の財産管理や施設整備を行うとともに、信楽高原鐵道株式会社の筆頭株主として、安定経営に資する取組に対して助言や支援を行っている。

近江鐵道については、沿線市町や県、近江鐵道株式会社等とともに沿線地域の公共交通のあり方についての検討を行っている。今年度からは本格的に自治体による設備改良更新などの支援を開始しており、令和６年度からの公有民営による上下分離方式のスタートに向け、１２月に第三種鉄道事業者となる施設管理団体を設立した。

(４) 所見

信楽高原鐵道やＪＲ草津線について、更なる利用促進につながるよう協議会等とともに取り組まれない。

コミュニティバスの再編計画について、これまでのニーズに加え、抜本的な課題解決につながるよう取り組まれない。

持続可能な地域移動支援事業に係る補助金交付について、要綱に基づき実績報告の確認と検査を実施されたい。

市民交流駅の駅舎の管理について、指定管理者制度の導入も含め、更なる検討を進められたい。

会計管理者の補助組織

【会計課】

(1) 監査年月日

1月31日（火）

(2) 業務概要

会計課の業務は、審査係が担当する収入・支出調書の確認・審査、支払処理に関すること、出納係が担当する収納済通知書の確認及び収納、物品の出納保管に関することなどであり、会計管理者以下会計年度任用職員2人を含む8人体制で行われている。

(3) 監査事項

支出事務における事務精度の向上については、年度初めの全所属を対象にした財務会計事務研修会が過去2年間未開催だったが、入庁3年以内の会計事務担当職員を対象に4月に開催し、伝票作成の注意点、予算執行にあたっての留意事項などを周知した。財務規則やその他関連法規に適しているかの審査において、不備や指摘があった伝票については、所属長宛に返却し、着実な審査がされるよう決裁過程でのチェック機能の強化を図っている。

また、各部署に貸出しをしている釣銭の取扱要領を定め周知徹底を行い、公金取扱いの厳格化を図ることとし、領収印についても、取扱要領を定めて各部署や出先機関で保管されている領収印の台帳整理を行っている。

(4) 所見

公金の管理について、指定金融機関の検査の実施など、引き続き、適正管理に努められたい。

教育委員会事務局

【教育総務課】

(1) 監査年月日

2月3日（金）

(2) 業務概要

教育総務課の業務は、総務企画係が担当する教育委員会の会議、教育行政に係る企画立案及び調整、教育委員会事務の点検及び評価に関すること、施設係が担当する学校及び社会教育施設の管理運営、教育財産の管理、学校その他教育機関の設置及び廃止並びに整備計画に関すること、学校給食係が担当する学校給食センターの管理運営、給食費の費用徴収に関すること、教育環境整備室が担当する教育環境整備及び整備のための調査、関係団体等との連絡調整に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員 1 人を含む 10 人体制で行われている。

(3) 監査事項

再編検討協議会運営事業では、急激に変化する時代の中で改めて子どもたちにとってよりよい教育のあり方について議論を深めていく必要があることから、昨年度に審議会が設置された。今年度は、本市の将来を見据えつつ変化する社会情勢に対応できる教育環境のあり方について検討がなされている。

各学校施設については、小中学校施設長寿命化計画に基づき学校施設の長寿命化改良事業を実施しており、今年度は土山中学校長寿命化改良工事を行っている。また、耐力度調査により長寿命化が図れないことが判明した信楽小学校については改築による施設整備を行っている。

給食費の現年度の収納率は例年 99 パーセント以上であるが、過年度債権の回収に苦慮している。各学校の事務職員と連携し、収納率向上のため、電話での催告の徹底のほか、担当による訪問や学校での面談を行っている。その他、分納誓約による納付や児童手当からの徴収等により滞納の解消に取り組んでいる。

(4) 所見

学校給食費について、分納誓約書などの管理を担当者任せにすることなく、上席者も関わりながら債権管理に取り組まれない。

工事の変更契約について、事務処理手順に基づいた正確な事務を行うよう、事後の確認をされているが、処理時点でのチェックができる方策を講じられたい。

教育委員会事務局内において、借地の管理など複数の所属にわたる事務の所管を整理されたい。また、監査資料の作成については、事前確認も含め、所属間でも確

認できる体制を構築されたい。

【学校教育課】

（１）監査年月日

２月３日（金）

（２）業務概要

学校教育課の業務は、指導教職員係が担当する学校経営の指導助言、労働安全衛生管理、教職員の人事及び評価に関すること、教育支援係が担当する就学支援、小中学校における特別支援教育、教育相談事業に関すること、学務係が担当する学齢簿の編成保管、就学援助（要保護・準要保護）、学校の安全、保健衛生及び環境衛生に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員４人を含む２０人体制（うち８人は教職員）で行われている。

（３）監査事項

確かな学力向上事業では、ＡＩ機能を持つ新たな学習ドリルの活用を促進し、授業によるＩＣＴの効果的な活用、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習を推進し、繰り返しの学習や個別に最適な学びの充実を図っている。併せて、「甲賀市版学力調査」を実施し、児童生徒の学力実態や課題について調査分析し、学習ドリルに反映させ、確かな学力の定着を図っている。また、学習への意欲の向上や目的を定め、自ら学ぶ力を育てていくため、教科担任制を貴生川小学校の５・６年生で導入し、教科学習の専門的指導の充実を図っている。

ＩＣＴ教育環境整備事業では、１人１台の児童生徒用タブレットを導入し、児童生徒の主体的な学びを育てるためのＩＣＴ教育を実施している。今年度は市内小中学校において、電子黒板を全学級に整備した。

（４）所見

奨学金貸付金について、分納計画等の書類に基づき、引き続き、適正な事務処理に努められたい。

コミュニティスクールについては、今後の方向性などの基本方針を明確にされるよう、教育委員会において検討されたい。

教育後援会について、そのあり方は学校ごとに様々であるので、教育委員会として住み分けを整理されたい。

【教育研究所】

（１）監査年月日

２月３日（金）

（２）業務概要

教育研究所の業務は、教職員の研修、教育調査研究、教育に関する相談及び指導に関することなどであり、会計年度任用職員の所長以下５人体制で行われている。所長を除く４人は、教職員２人、県費派遣職員１人、学校教育課兼務の事務職員１人である。

（３）監査事項

調査研究事業では、新しい時代に対応する甲賀の教育を担う教職員の育成と、児童生徒が学びを実感する授業改善を目的として各種調査研究を実施しており、研究校及び研究推進委員は公募で決定している。

教職員対象の研修については、今年度は、初任者研修や学校マネジメント研修、ミドルリーダー研修に加え、校内研究主任研修を実施し、学校の中核となる教職員の育成にも重点を置いている。

教育研究奨励事業では、個人及びグループでの意欲的かつ創意あふれる学習指導法の改善並びに、学校・学年・学級の経営充実に係る研究を奨励するために論文を募集している。応募論文は市内の学校に公開し、研究の成果を広める予定である。

（４）所見

調査研究について、事例紹介や研究報告など、引き続き、研修の充実に努められたい。

【社会教育スポーツ課】

（１）監査年月日

２月３日（金）

(2) 業務概要

社会教育スポーツ課の業務は、文化係が担当する文化・芸術の振興、社会教育・生涯学習の推進、社会教育関係団体の育成及び連絡調整、公民館・図書館・文化施設の事業運営・維持管理に関すること、青少年育成係が担当する青少年の健全育成、自然体験活動推進事業に関すること、スポーツ係が担当するスポーツの普及振興、スポーツ施設の維持管理・運営、スポーツ推進委員、学校施設開放、総合型地域スポーツクラブ、社会体育事業における指導・助言に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2人を含む15人体制で行われている。

なお、これまで社会教育スポーツ課内に国スポ・障スポ推進室が置かれていたが、4月の機構改革により分離して、新たに設置された局内室に業務を移行している。

(3) 監査事項

あいこうか生涯カレッジ事業は、体系的、専門的な学習機会を提供し、「郷土の知恵と技に学ぶ～新しい自分づくりとまちづくり～」を学習テーマに13講座を開設、実行委員会形式で実施し、39人が受講した。

青少年自然体験活動事業では、ニンニン忍者キャンプを市内で実施し、徐々に自然体験活動のノウハウやスキルが蓄積されてきているが、学業等の都合により全ての青年リーダーが研修事業に参加することが困難で、知識・技能・経験を有するリーダーの育成に苦慮している。

感性豊かな中学生までの時期に「一流」に触れる機会を創出し、豊かな感性や創造力を育むとともに、未来に向けた夢や目標を持つ機会として継続して取り組んでいる金の卵プロジェクト事業では、4月にソフトボール教室、12月にサッカークリニック、2月にはポップスピアニストのトーク＆ライブを開催した。

文化振興推進事業の市美術展覧会は第18回を迎えた。アール・ブリュット魅力発信事業では、市内23小中学校で「教室はミュージアム」と題した巡回展示を行い、アートの視点からお互いの違いを認め合い、誰もがそれぞれに生きる共生社会について考える機会となった。

(4) 所見

地域学校協働活動の推進について、社会教育委員の会議からいただいた6項目の提言を生かせる取組を進められたい。

社会教育振興事業補助金について、交付要綱に基づき実地調査を実施し、検査結果を記録として保管されたい。

文化スポーツ財団法人運営補助金について、財団の実地調査を行い、確信を持って結果の説明ができるよう取り組まれたい。

甲南体育館駐車場の借地について、その必要性も含め再度検討されたい。

【国スポ・障スポ推進室】

(1) 監査年月日

2月3日（金）

(2) 業務概要

国スポ・障スポ推進室の業務は、総務企画係・競技運営係が担当する第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会の準備に関すること、その他競技運営係が担当するホストタウン事業に関することなどであり、室長以下5人体制で行われている。

なお、国スポ・障スポ推進室は、4月の機構改革により社会教育スポーツ課の課内室から教育委員会事務局の局内室に再編された。

(3) 監査事項

2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会について、本市で開催される正式競技3競技4種目、特別競技の高等学校軟式野球などの円滑な競技運営、本市の特色や魅力を生かした大会とするため準備委員会を設立し、開催準備に係る計画・調査等を進めている。

また、障がい者スポーツを身近なスポーツとして、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境整備や開催種目への関心を高めるための体験会の実施、イベント等における開催に向けたPR活動などにより、市民の歓迎機運の醸成を図ることとしている。

(4) 所見

国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会について、市民団体の組織化など今後の課題を見据え、引き続き、着実に取り組まれない。

所管する切手について、いつ誰が使用の確認をしたのかを記録し、適正に管理されたい。

【歴史文化財課】

（１）監査年月日

２月３日（金）

（２）業務概要

歴史文化財課の業務は、調査管理係が担当する文化財保護、調査管理事業、水口歴史民俗資料館の管理運営、信楽焼調査事業に関すること、埋蔵文化財係が担当する紫香楽宮跡整備活用事業、水口岡山城跡整備活用事業、市内遺跡発掘調査事業に関すること、普及活用係が担当する歴史民俗資料館等の管理運営、文化財の普及活用事業に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員１人を含む１２人体制で行われている。なお、１２人のうち２人は観光企画推進課との併任となっている。

（３）監査事項

文化財保護推進事業では、市内指定文化財の保存、活用等を推進しており、今年度は米屋町曳山修理事業や大鳥神社反橋修理事業等への補助を行っている。

紫香楽宮跡保存整備活用事業では、発掘調査報告書第１分冊がほぼ完成し、残る原稿の作成と東山遺跡の公有地化、地域協働による紫香楽宮跡の活用等を行っている。

水口岡山城跡活用事業では、環境整備や歴史講演会の実施、市民団体との協働の取組が進む一方で、史跡整備に向けた第一歩となる保存活用計画の策定に着手できておらず、国庫補助事業の採択を得られていない状況にあり、紫香楽宮跡と並行した事業の実施にあたり人的体制が大きな課題である。

（４）所見

文化財保存事業補助金について、交付要綱に基づき実地調査を実施し、検査結果

を記録として保管されたい。

施設の維持管理について、長寿命化を念頭に定期メンテナンスを行い、日常管理も適切に実施されたい。

行政委員会

【議事課】

(1) 監査年月日

1月24日(火)

(2) 業務概要

議事課の業務は、総務係が担当する議長公務調整、視察対応、議員報酬・手当等の支給に関すること、議事調査係が担当する本会議、委員会、その他議事及び会議録の調製・保管に関することなどであり、事務局長以下6人体制で行われている。

(3) 監査事項

定例会等の議事運営・管理を円滑に行うとともに、タブレット導入によるペーパーレス化、文書保存・管理の効率化に努めている。本会議・委員会（付託審査）の中継や、本会議の会議録及び委員会記録の全文記録をインターネット上で公開して市民に開かれた議会を目指している。

また、広報広聴委員会を組織され、議会だよりの発行に加え、広聴活動として区・自治会との意見交換会を計13回実施して意見を聞き取り、今後の政策提案につなげるべく議会としての整理・集約を行っている。なお、視察については、感染対策を講じて常任委員会では実施されており、受入れについても再開している。

(4) 所見

議会事務局の課題について、働き方改革を進める上で、政策形成への支援や業務のスリム化、効率化、また、労務管理もしっかりと取り組まれない。

議会中継について、視聴者に関心を持ってもらえるよう、発言者の映像発信を工夫されたい。また、会議休憩中の画面表示について、有効な活用を検討されたい。

【監査委員事務局】

(1) 監査年月日

2月3日（金）

(2) 業務概要

監査委員事務局の業務は、定期監査、決算審査、例月出納検査、財政援助団体等監査、随時監査、住民監査請求に関することなどであり、事務局長以下3人体制で行われている。

(3) 監査事項

公正で合理的かつ効率的な行財政経営を確保するため、監査計画に基づき決算審査、定期監査、例月出納検査などの監査等を実施している。決算審査は、決算や基金の運用の状況を示す書類等が法令に適合し、かつ正確であることを着重点として実施し、定期監査については、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果が挙げられているか、その組織及び運営の合理化に努めているかを着重点として実施しており、土地・建物の貸借契約書や所管する財産・現金等が適正に管理されているかを確認し、指摘事項があった場合は、措置状況について報告を求めることとしている。なお、コロナ禍のため財政援助団体等監査については実施を見送った。

(4) 所見

監査においては、リスク軽減の意味から、少しでも職員にとってプラスとなることを考えて、業務を進められたい。

事務局においては、専門性を高めるため、蓄積したノウハウを引き継ぐシステムづくりに取り組まれたい。

【公平委員会】

(1) 監査年月日

2月3日（金）

(2) 業務概要

公平委員会の業務は、勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請

求、職員からの苦情相談に関することなどであり、事務長以下3人が監査委員事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

職員から寄せられる苦情相談等に適切に対応できるよう、全国公平委員会連合会などが主催する研修会に例年参加しているが、滋賀県公平委員会連合会主催の研修会については、今年度はオンライン形式で実施され、委員及び事務職員が動画視聴にて受講し資質向上に努めている。

また、現時点では勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求などの案件は提出されていない。

(4) 所見

苦情相談の対応について、風通しの良い職場風土づくりや働きやすい環境整備を進める上で、部長による面談は重要と考える。事務局は、部長の役割を再認識の上、相談業務に取り組まれない。

事務局においては、専門性を高めるため、蓄積したノウハウを引き継ぐシステムづくりに取り組まれない。

【固定資産評価審査委員会】

(1) 監査年月日

2月3日（金）

(2) 業務概要

固定資産評価審査委員会の業務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出に関することなどであり、書記3人が監査委員事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

今年度は評価替えの第2年度であり、審査の申出は提出されなかった。なお、固定資産評価審査委員会を5月に開催し、税務課職員から令和4年度固定資産税の概要について説明を受けた。また、12月には全ての委員が再選となり、審査手続等について再確認を行うなど、適正かつ公平な審査が行えるよう、委員及び職員の更

なる知識の習得に努めている。

(4) 所見

事務局においては、専門性を高めるため、蓄積したノウハウを引き継ぐシステムづくりに取り組まれない。

【農業委員会事務局】

(1) 監査年月日

1月31日（火）

(2) 業務概要

農業委員会事務局の業務は、農地係が担当する農地法に基づく許認可及び農地パトロール、農地利用の最適化推進に関すること、農政係が担当する総会・役員会、広報、農業者年金に関することなどであり、事務局長以下6人体制で行われている。

(3) 監査事項

農業委員19人、農地利用最適化推進委員45人による法令等に基づく許認可の適正執行と農地利用の最適化の推進活動が円滑に行えるよう努めている。また、活動の見える化については、各委員による農地の見回りなど、日々の活動をしっかりと記録に残すなど、対外的にも農業委員会活動の理解が得られるように鋭意取り組んでいる。

なお、令和5年7月19日には、各委員の任期が満了となることから、現在、次期委員の選任に向けて産業経済部農業振興課と連携しながら準備作業を進めている。

(4) 所見

遊休農地について、解消に向けた年度目標値を常に念頭におきながら、目標の達成に努力されたい。